

## 守谷市社会福祉協議会着ぐるみ等貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、守谷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有するキャラクター「クマ」の着ぐるみを貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出品)

第2条 貸出品の種類及び数量は(1) 着ぐるみ本体（付属品含む） 1式

### (貸出対象)

第3条 貸出対象事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公共団体、社会福祉法人、NPO及び福祉団体等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない事業
- (2) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等、公益的な目的で開催される事
- (3) 上記以外で、本会が公益的観点から適当と判断できる事業

### (貸出の申込み)

第4条 着ぐるみ等の借受けを希望する者は、着ぐるみ等貸出申請書を本会に提出し、その承認を得なければならない。

### (使用の承認)

第5条 本会は前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみ等の使用を承認する。

- (1) 本会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 営利を目的とした活動に使用するとき。
- (6) その他本会が適当でないと判断したとき。

(承認の取消し)

第6条 借受者がこの要綱に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しない。この場合、借受者に損害が生じても、本会はその責めを負わない。

(貸出方法)

第7条 借受者は、着ぐるみ等を本会から直接受け取り、直接返却することを原則とする。貸し出しに伴う着ぐるみ等の運搬、搬入作業は、原則として借受者が行うものとする。

(貸出期間等)

第8条 着ぐるみ等の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

2 貸出・返却時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(貸出料)

第9条 貸出料は、無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、借受人の負担とする。

(着ぐるみに入る人の制限)

第10条 着ぐるみに入る者は、高校生以上とする。

(未成年者は、必ず保護者又は責任者の同意を得ること。)

2 身長は150～170cm程度の人とする。

(使用上の遵守事項)

第11条 借受者は、着ぐるみ等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に転貸しないこと。
- (2) 承認された用途のみに使用すること。
- (3) 雨天、荒天時は屋外で使用しないこと。
- (4) 火気及び水辺の付近で使用しないこと。
- (5) 改造等をしないこと。
- (6) 着用者の健康管理を十分に行うこと。
- (7) 1回の着用時間は30分を限度とすること。
- (8) 着用者には、必ず補助者を1人以上つけること。

(原状回復)

第12条 借受者が着ぐるみ等貸出物品を紛失、損傷又は汚損させたときには、当該借受者の責任と負担においてこれを実費弁償又は原状回復しなければならない。

(管理者の責任)

第 13 条 着ぐるみ等の貸出しにより借受者が被った損害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、本会は一切の責めを負わない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めのない事項は、借受者と本会が協議して決定する。

附 則 この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する